

**障害者の範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議
説明事項一覧表**

(平成25年2月12日開催)

担当課・室	説 明 事 項
・障害保健福祉部企画課 ・健康局疾病対策課	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲等について
・障害保健福祉部 精神・障害保健課	難病患者等に配慮した障害程度区分の調査、認定について
・障害保健福祉部 障害福祉課／地域移行・ 障害児支援室	障害福祉サービスに係る事業者指定について
	難病等の追加に係る障害福祉サービス・障害児支援の支給決定等について
	難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実態について
・障害保健福祉部企画課 自立支援振興室	難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いについて

※説明事項は変更となる場合があります。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について（案）

資料3

現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。
- この施行に際し、難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするためには、自治体での準備期間を考慮し、早急に対象疾患を定める政令の公布手続を進める必要がある。
- しかし、現時点においては、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められており、この範囲等も参考にして検討されることとされたいた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難な状況にある。

※1 児童福祉法に定める障害児についても同様。

※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

※3 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

- 障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲（※4）として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行ふものとする。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※5）。

※4 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチがその対象範囲となっている。

※5 難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があります。現在、来年2月の配布を目途として、「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを作成中。

障害者総合支援法の対象疾患一覧（案）

1	ⅠA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチール病	99	膿疱性乾か癌
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	囊胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癌	70	脊髄性筋萎縮症	102	バージャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縫跡帶骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗様紅皮症	106	汎発性特発性骨増殖症
9	黄色鞘帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	肥大型心筋症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	ビタミンD依存症二型
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	皮膚筋炎
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多発性運動ニューローパシー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	カルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシュマー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーブレン症候群	83	多発性囊胞腎	115	priオノ病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遲発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレー症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髓性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性肺炎	89	天疱瘡	121	慢性膀胱炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	膿瘍性肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	毛やもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壞死	126	有棘赤血球舞蹈病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈丘亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多発性感音難聴	96	特発性面側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ショーンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

※ 今後、法制上の観点からの整理が 이루어うる。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対応疾患の対応表

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業
血液系	30 血栓性血小板減少性紫斑病	血栓性血小板減少性紫斑病 (ITP)	24 グルココルチコイド抵抗症	グルココルチコイド抵抗症
	36 原発性免疫不全症候群	原発性免疫不全症候群	31 原発性アルドステロン症	原発性アルドステロン症
	44 骨髓異形成症候群	不応性貧血（骨髓異形成症候群）	42 高プロラクチン血症	PRL分泌異常症
	45 骨髓線維症	骨髓線維症	46 コナドトロビン分泌過剰症	コナドトロビン分泌異常症
	48 再生不良性貧血	再生不良性貧血	58 神経性過食症	中枢性摂食異常症
	53 自己免疫性溶血性貧血	溶血性貧血	59 神経性食欲不振症	中枢巨大症
	118 発作性夜間ヘモグロビン尿症	溶血性貧血	72 先端巨大症	先端巨大症
	92 特発性血小板減少性紫斑病	特発性血小板減少性紫斑病 (ITP)	75 先天性副腎皮質酵素欠損症	副腎皮質酵素欠損症
	93 特発性血栓症	特発性血栓症	87 TSH産生下垂体腺腫	下垂体性TSH分泌異常症
	5 アレルギー性肉芽腫性血管炎	アレルギー性肉芽腫性血管炎	88 TSH受容体異常症	TSH受容体異常症
免疫	6 ワエグナー肉芽腫症	ワエグナー肉芽腫症	109 ビタミンD依存症二型	ビタミンD受容機構異常症
	14 關節リウマチ	悪性關節リウマチ	130 レフエトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症
	29 結節性動脈周囲炎	関節リウマチ	4 アミロイド症	アミロイドーシス
	102 バージャー病	バージャー病	33 原発性高脂血症	原発性高脂血症
	43 抗リン脂質抗体症候群	抗リン脂質抗体症候群	2 重急性硬化性全脳炎 (SSPE)	重急性硬化性全脳炎
	50 シェーグレン症候群	シェーグレン症候群	7 HTLV-1関連脊髄症	HTLV-1関連脊髄症 (HAM)
	67 成人スチール病	成人スチール病	18 球脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症
	71 全身性エリテマトーテス (SLE)	全身性エリテマトーテス (SLE)	21 ギラン・バレー症候群	ギラン・バレー症候群 (GBS)
	76 側頭動脈炎	側頭動脈炎	22 筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
	77 大動脈炎症候群 (高安動脈炎)	大動脈炎症候群 (高安動脈炎)	25 クロウ・深瀕症候群	クロウ・深瀕症候群
内分泌系	81 多発筋炎	皮膚筋炎及び多発性筋炎 (PM/DM)	34 原発性側索硬化症	原発性側索硬化症
	110 皮膚筋炎	皮膚筋炎	57 重症筋無力症 (MG)	重症筋無力症 (MG)
	116 ベーチェット病	ベーチェット病	61 進行性核上性麻痺	進行性核上性麻痺
	3 アジソン病	副腎低形成 (アジソン病)	63 進行性多発性白質脳炎 (PML)	進行性多発性白質脳炎 (PML)
	8 ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症	66 正常圧水頭症	正常圧水頭症
	85 中枢性尿崩症	ADH分泌異常症	68 脊髄空洞症	脊髄空洞症
	11 下垂体前葉機能低下症	下垂体機能低下症	69 脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症
		PRL分泌異常症	70 脊髄性筋萎縮症	脊髄性筋萎縮症
		コナドトロビン分泌異常症	78 大脳皮質基底核変性症	大脳皮質基底核変性症
		下垂体性TSH分泌異常症	79 多系統萎縮症	多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリーブ橋症候群)
神経・筋	16 僥性低アルドステロン症	偽性低アルドステロン症	80 多発性運動ニューロノーパシー	多発性運動ニューロノーパシー (ルイス・サムナー症候群)
	17 僥性副甲状腺機能低下症	偽性副甲状腺機能低下症	82 多発性硬化症	多発性硬化症 (MS)
	23 クッシング病	クッシング病	101 パーキンソン病	パーキンソン病
			106 ハンチントン舞蹈病	ハンチントン舞蹈病

※ 今後、法制上の観点からの軽微な文言の整理がありうる。

障害者総合支援法の対象疾患（案）と難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患の対応表

分野	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業	障害者総合支援法	難病患者等居宅生活支援事業
神経・筋(続き)	114 フィッシュマー症候群	フィッシュマー症候群	10 潰瘍性大腸炎	潰瘍性大腸炎
	115 ブリオン病	クロイツフェルト・ヤコブ病 (CJD) アルストマン・ストロイスクラー・シャインカーネ病 (GSS)	13 肝外門脈閉塞症	肝外門脈閉塞症
	117 ペルオキシソーム病	副腎白質シストロフィー ペルオキシソーム病	15 肝内結石症	肝内結石症
	119 慢性炎症性脱髓性多発神経炎	慢性炎症性脱髓性多発神経炎 (CIDP)	26 クローン病	クローン病
	122 ミトコンドリア病	ミトコンドリア病	27 劇症肝炎	劇症肝炎
	125 もやもや病	モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	32 原発性硬化性胆管炎	肝内胆管障害
	126 有棘赤血球舞踏病	有棘赤血球舞踏病	35 原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性肝硬変
	128 リソソーム病	ライソソーム病 ファブリー病【循環器系】	52 自己免疫性肝炎	自己免疫性肝炎
	12 加齢性黄斑変性症	加齢性黄斑変性症	56 重症急性肝炎	重症急性肝炎
	54 視神経症	難治性視神経症	95 特発性門脈圧亢進症	特発性門脈圧亢進症
消化器系	124 網膜色素変性症	網膜色素変性症	100 囊胞性線維症	囊胞性線維症
	84 遅発性内リンパ水腫	遅発性内リンパ水腫	105 バッド・キアリ症候群	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群
	96 特発性両側性感音難聴	特発性両側性感音難聴	121 慢性膀胱炎	慢性膀胱炎
	97 突発性難聴	突発性難聴	20 強皮症	強皮症
	123 メニエール病	メニエール病	28 結節性硬化症	結節性硬化症 (ブリックル病)
	40 拘束型心筋症	拘束型心筋症	38 好酸球性筋膜炎	好酸球性筋膜炎
	90 特発性拡張型心筋症	特発性拡張型 (うつ血型) 心筋症	37 硬化性萎縮性苔癭	硬化性萎縮性苔癭
	73 先天性QT延長症候群	家族性突然死症候群	47 混合性結合組織病	混合性結合組織病
	108 肥大型心筋症	肥大型心筋症	51 色素性乾皮症	色素性乾皮症 (XP)
	49 サルコイドーシス	サルコイドーシス	60 神經線維腫症	神經線維腫症 I型 (レックリシグ・ハウゼン病)
循環器系	55 若年性肺気腫	若年性肺気腫	64 スティーガンス・ジョンソン症候群	重複多形滲出性紅斑 (急性期)
	91 特発性間質性肺炎	特発性間質性肺炎	86 中毒性表皮壊死症	先天性魚鱗様紅皮症
	103 肺動脈性肺高血圧症	肺動脈性肺高血圧症	74 先天性魚鱗様紅皮症	先天性魚鱗様紅皮症
	104 肺胞低換気症候群	肺胞低換気症候群	89 天疱瘡	天疱瘡
	111 びまん性汎細気管支炎	びまん性汎細気管支炎	99 膿疱性乾癬	膿疱性乾癬
	112 肥満低換気症候群	肥満低換気症候群	113 表皮水疱症	表皮水疱症
	120 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	9 黄色鞠帯骨化症	黄色鞠帯骨化症
	127 ランゲルハンス細胞組織球症	ランゲルハンス細胞組織球症	39 後縫跡管狭窄症	後縫跡管狭窄症
	129 リンバ管筋腫症	リンバ管筋腫症 (LAM)	41 広範脊柱管狭窄症	広範脊柱管狭窄症
			62 進行性骨化性線維異形成症 (FOP)	進行性骨化性線維異形成症 (FOP)
呼吸器系			94 特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
			107 特発性特発性骨増殖症	特発性特発性骨増殖症
			1 亜骨症	亜骨症
			19 急速進行性球体腎炎	急速進行性球体腎炎
			83 多発性囊胞腎	多発性囊胞腎
			98 難治性ネフローゼ症候群	難治性ネフローゼ症候群
腎・泌尿器系			65 スモン	スモン

* 以後、法制上の観点からの軽微な文言の整理があります。

今後の難病対策の在り方（中間報告）（抜粋）

平成24年8月16日

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会

2. 「難病」の定義、範囲の在り方

- 総合的な難病対策の外縁となる「難病」の定義については、「難病対策要綱」（昭和47年10月厚生省）をも参考にしつつ、できるだけ幅広くとらえるべきである。一方で、個別施策の対象となる疾患の範囲については、広く国民の理解を得られるよう、それぞれの施策の趣旨・目的等も踏まえ、比較的まれな疾患有基本に選定すべきである。

- 今後、「難病」の定義については、個別施策の対象となる疾患の範囲の議論を深めつつ、引き続き検討する。

4. 福祉サービスの在り方

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、治療方法が確立していらない疾患その他の特殊の疾患であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者も、障害児・者の範囲に加えられたことから、平成25年4月以降、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る給付対象となる。
なお、児童福祉法上の障害児通所支援及び障害児入所支援についても同様の取扱いとなる。

- 障害者総合支援法の「治療方法が確立していない疾患」であつて「政令で定めるもの」の疾患の具体的な範囲については、現在、難治性疾患克服研究事業「今後の難病対策のあり方に關する研究班」において調査・分析を行つており、その結果等の他、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲も参考にしつつ、障害者総合支援法の施行に向け、検討する。

- 障害程度区分の認定に当たっては、難病ごとの特性（病状の変化や進行等）についてきめ細かく配慮する必要がある。

難病患者等居宅生活支援事業の概要

難病患者等居宅生活支援事業は、患者のQOLの向上のために平成9年から開始された事業で、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業といった、患者の療養生活の支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図る。
(<補助率>国:1/2、都道府県:1/4、市町村1/4)。

事業の対象者

1 難病患者等ホームヘルプサービス事業(市町村(特別区を含む)事業)

難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、難病患者等の家庭に対してもヘルパーを派遣し、入浴等の介護や掃除などの家事サービスを提供し、難病患者等の福祉を増進を図る事業

- ◆ 入浴、排泄、食事等の介護 ◆
- ◆ 調理、洗濯、掃除等の家事 ◆

2 難病患者等短期入所事業(市町村(特別区を含む)事業)

難病患者等の介護を行う者が、病気や冠婚葬祭などの社会的理由又は個人的な旅行などの私的 lý由により介護を行えなくなった場合に、難病患者等を一時的に病院等の医療施設に保護する事業(原則として7日以内)。

3 難病患者等日常生活用具給付事業(市町村(特別区を含む)事業)

難病患者等に対して、日常生活用具を給付することにより、難病患者等の日常生活の便宜を図る事業

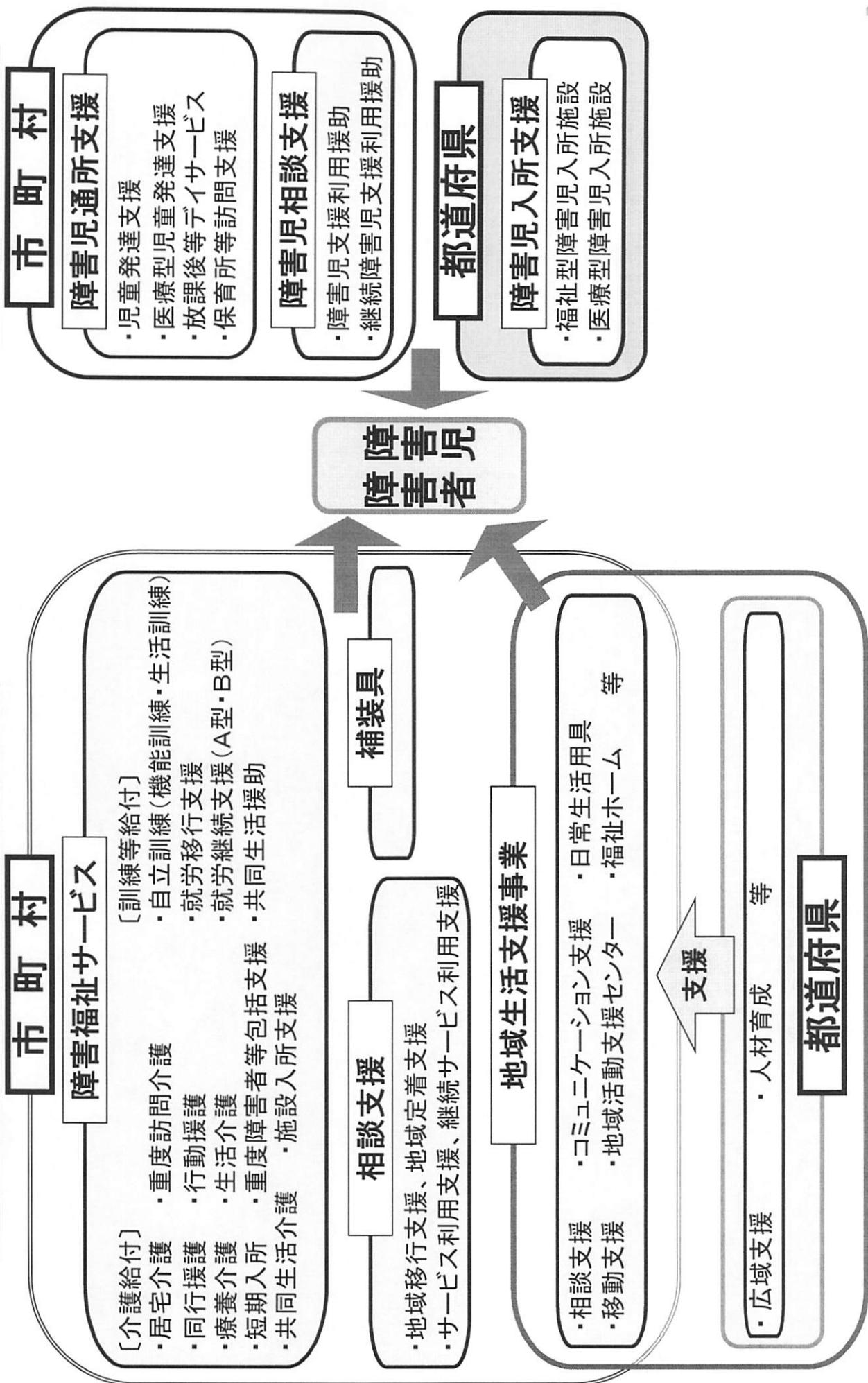
給付品目:18品目

- ① 便 器
- ② 特殊マット
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊尿器
- ⑤ 体位変換器
- ⑥ 入浴補助用具
- ⑦ 車いす(電動車いすを含む)
- ⑧ 歩行支援用具
- ⑨ 電気式たん吸引器
- ⑩ 意思伝達装置
- ⑪ ネブライザー(吸入器)
- ⑫ 移動用リフト
- ⑬ 居宅生活動作補助用具
- ⑭ 特殊便器
- ⑮ 訓練用ベット
- ⑯ 自動消火器
- ⑰ 動脈血中酸素飽和度測定器
- ⑱ 整形靴

* 利用者世帯の所得に応じた自己負担あり:0~52,400円以上の場合:全額
但し、生計中心者の前年度所得税課税年額が70,001円以上の世帯

障害者・障害児に対する福祉サービスの体系

《障害者総合支援法》(平成25年4月~)



報道関係者 各位

平成 24 年 9 月 28 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室

室 長 阿萬 哲也(内線 3005)

室 長 補 佐 菊池 芳久(内線 3041)

虐待防止専門官 曾根 直樹(内線 3040)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2608

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられます

— 平成 24 年 10 月 1 日 障害者虐待防止法が施行 —

障害者虐待の防止や養護者に対する支援などの施策を促進することで、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されます。

この法律では、障害者に対して

- ① 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
- ② 障害者福祉施設などの職員（障害者福祉施設従事者等）
- ③ 勤め先の経営者など（使用者）

が行う虐待行為を「障害者虐待」と定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」という義務を定めています。

また、各都道府県や市町村には、「都道府県障害者権利擁護センター」や「市町村障害者虐待防止センター」など、障害者虐待に関する通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口が設置されることとなります。

このような通報義務や通報・届出の窓口を広く周知することが、障害者虐待の早期発見・早期対応に有効です。

厚生労働省では、障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るため、相談窓口の体制整備や一時保護のための居室確保、障害者虐待防止に関する研修などを事業内容とした「障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）」を実施しており、今後も、各都道府県・市町村の体制強化を支援していきます。

なお、障害者虐待防止法や施行令・施行規則（政省令）、関連通知に加え、法の円滑な施行のために作成したマニュアルなどについては、厚生労働省ホームページに随時掲載しています。

厚生労働省ホームページ 掲載アドレス

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaihoushi/

【参考：障害者虐待防止法に定める虐待行為】

① 身体的虐待	殴る、蹴る、身体拘束 等
② 性的虐待	性的な行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する 等
③ 心理的虐待	怒鳴る、ののしる、無視する 等
④ 放棄・放置(リバート)	食事を与えないなど世話を放棄する 等
⑤ 経済的虐待	勝手に財産を処分する、必要な金銭を渡さない 等

（別添1）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（別添2）障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）

（別添3）障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口一覧（都道府県分）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者基本法2条1号)。

2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

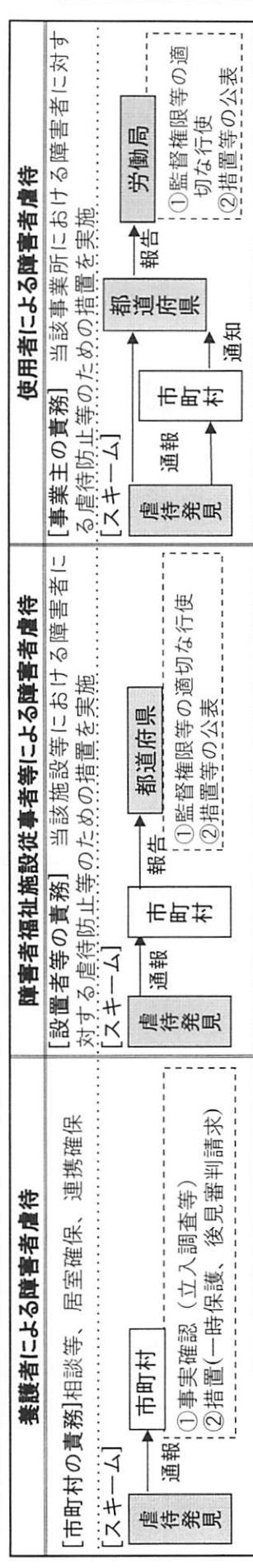
定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。

2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待を目的とする。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。



2 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待防止対策支援事業

平成25年度概算要求：407,255千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。



連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従業者や管理者、相談窓口職員に対する虐待防止に関する研修を実施する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

①家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

②相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的な助言を得る体制を確保する。
- 有識者がら構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

(4)カウンセリング

③一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受け入れについて支援する。

⑤その他地域の実情に応じて行う事業

(5)普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成25年度概算要求：3,915千円)
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。